

藤沢市介護老人保健施設整備費補助金交付要綱

制定 平成23年 3月31日

改正 令和 5年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第22項に規定する介護老人保健施設（以下「施設」という。）を、家庭復帰を支援する通過施設、在宅ケアを支援する地域に開かれた施設として整備するために、医療法人又は社会福祉法人等の団体が行う施設の整備に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、医療法人、社会福祉法人その他法第94条第3項第1号の規定に基づき、「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者」（平成11年厚生省告示第96号）により定められた者が事業主体となる施設整備事業で、新たに施設を建設するものであり、神奈川県介護老人保健施設整備費補助金交付要綱（平成元年4月1日施行）の規定により、神奈川県が補助するものであること。

2 この補助金は、施設整備において次に掲げる費用については補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀などの外溝に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) 職員の宿舍、車庫及び倉庫の建設に要する費用
- (5) その他施設整備として適当と認められない費用

(補助額の算出方法等)

第3条 補助金の額は、次に掲げる額のうち最も低い額以内とする。

- (1) 2億円
- (2) 200万円に入所定員の数を乗じて得た額
- (3) 施設整備費の合計額から神奈川県の補助金及び寄付金の合計額を控除した額に2分の1を乗じて得た額

2 前項の規定により算定した補助金に千円未満の端数あるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 複数年度にわたっての整備を行う場合、各年度の補助金の交付額は、当該年度における施設整備工事の進捗率に基づき支払うものとする。この場合、初年度の交付額は、3月末日における進捗率に基づいて算定することとする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市介護老人保健施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める提出期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 施設整備費収支予算書（見込書）抄本
- (2) 建物配置図
- (3) 建物平面図
- (4) 建物立面図
- (5) 工事仕様書
- (6) 工事費目別内訳
- (7) その他参考となる書類

（補助金交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市介護老人保健施設施設整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる条件を付けて、当該補助金の交付を決定するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の算定に関わらない軽微な変更については除くものとする。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。
- (7) その他、法令、規則及びこの要綱の定め並びにこれらに基づく市長の命令に従わなければならない。

（届出義務）

第6条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、事業に着手するときにあつては、事業着手兼工事着工報告書（第3号様式）を、事業着手以降にあつては、毎月15日までに前月末日の工事進捗状況等を記載した工事進捗状況報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の計画変更）

第7条 第5条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市介護老人保健施設施設整備事業計画変更承認申請書（第5号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けな

なければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、相当と認めるものについて、藤沢市介護老人保健施設施設整備事業計画変更承認通知書（第6号様式）により通知する。

（事業実績報告等）

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、当該事業を完了したときは、藤沢市介護老人保健施設施設整備事業完了届兼事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了後20日以内又は当該年度終了後4月5日までに市長に提出しなければならない。

(1) 施設整備費収支決算書（見込書）抄本

(2) 建物配置図

(3) 建物平面図

(4) 建物立面図

(5) その他参考となる書類

（補助金の交付時期）

第9条 補助金は、前条に規定する事業実績報告に基づき交付する。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を指定する日までに、市長に提出しなければならない。

（備付帳簿）

第10条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

（財産の処分の制限）

第11条 補助金の交付を受けたものは、当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間及び同財産の承認基準については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）及び同法施行令の規定並びに厚生労働省が定める承認基準を準用する。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市介護老人保健施設施設整備費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成28年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5年3月8日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。